

# 群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会  
発行人 高橋 徹 編集人 西川 正 2014年10月10日発行・No.30

震災対策  
特別号

## 特別寄稿

### 原発事故から3年半、我々がいま 見つめ直さなくてはならないこと

獨協医科大学准教授 木村 真三

## 測ること、知ること

「世間ではあれから3年、もう3年って言いますが、私からすればまだ3年なんですよ」これが福島です。喉元を過ぎたら忘れてしまう、ということにならないようにしていくのが、このコラムを読んで下さった方々へのお願いです。

事故からまだ3年しか経っていないのに、「危険だ」「大丈夫だ」といった判断はできません。すべての検査が終わっていない段階で「心配ない」と断言するような証拠はどこにもありません。だから「測ること」「知ること」「記録すること」が重要だというのが二本松市の方針です。

二本松市では測ることを徹底してやっています。毎年7月はじめに空間線量率を事細かに測定しています。複数のポイントで平均値をとっています。これまでの調査から、事故のあった2011年と翌年以降とを比べると、後年のほうが線量が高くなっている地域もあります。こうした放射性物質が動いていくことを市民に公表し、危険な区域を周知徹底しています。

また母乳検査、市内20か所での食品の測定や水の検査、給食の食品測定、土壌測定も行っています。子どもたちが食べるものに関しては、10ベクレルを超えたものはすべて出しません。徹底した食品管理を行い、線量を測る。被曝の影響についてはまだ結論は出ていません。だから多様な予測、データを重視しながら測り続けるというのが二本松市の方針です。

## 記録すること

原発事故から3ヶ月後、福島県より2011年3月11日に福島県に居住していた人々に対して県民健康管理調査票が送付されました。この調査について国連人権委員会のアナンド・グローバー国連特別報告者は次の問題点を指摘しています。

- ・調査を開始するのが非常に遅すぎた
- ・従来型の負傷、放射線によるもの、もしくはその両方による負傷等、原発事故当時の負傷に関する標準的な医学的質問項目が欠如していた
- ・がん検診、甲状腺疾患、放射線治療、職場での過去の放射線被ばく、及び喫煙のような危険

- 因子に関する質問項目等、回答者のがんの病歴を尋ねる質問内容も含まれていなかった  
 ・23%という低い回答率と、3ヶ月という時間差が生んだ回答の不明瞭な性質により、原発事故の健康への影響を、正確に把握し、評価することができない可能性がある

福島県は、「基本調査の回答率は2012年10月時点で23%。ただし原発立地8町村、避難をすぐにした地域の回答率は50%を超えているから大丈夫です」という見解です。しかし、事故後ただちに避難ができた地域には、爆発前に避難をした人がたくさんいます。相馬郡飯舘村や伊達郡川俣町の山木屋地区といった避難できなかったところは別ですが、それ以外の浜通りの地域の被曝量は、福島市、郡山市、二本松市に比べてずっと少ないのです。それにもかかわらずこの回収率の低さでは何を見ているのかわかりません。

ベラルーシでは、存命期間+10年の間カルテを保存することが法律で決まっています。日本の医師法では5年間しかカルテの保存期間はありません。過去の原爆症や水俣病など、記録が残されていないばかりに何十年と辛い思いを続けていらっしゃる方が多く存在します。そこで二本松市では独自の健康手帳を作成し、全市民約6万人に無料配布しています。

## 飯舘村民らによる山菜・食品等の放射能調査

私の友人に伊藤延由（のぶよし）さんという方がいます。私よりも20歳以上年上の友人です。伊藤さんは以前、飯舘村に住んでいましたが、この原発事故により仮設住宅暮らしを余儀なくされました。その伊藤さんが事故後、一生懸命自分たちの暮らしてきた飯舘村の現状を訴えるために、山菜やキノコ、土壌などを測り続けています。その一例を紹介します。

飯舘村における山菜の汚染調査（2013年）					
山菜種類	放射能 (Bq/kg)	五分茹で放 射能 (Bq/kg)	採取地	採取日	備 考
しどき	158	44	小宮	5/20	
	230	112	小宮	7/8	
タラの芽	320	219	小宮	5/20	
わらび	1,503	760	小宮	5/20	
葉わさび	533		小宮	5/20	
山ウド	72		小宮	5/20	2012年81Bq/kg
こごみ	197		小宮	5/20	
つくし	418		小宮	5/20	
せり	151	122	蕨平	7/8	水路に溜まった泥 25,086Bq/kg
クレソン	291	76	蕨平	7/8	同上
ふき	446	319	小宮	7/8	
たけのこ (ハチク)	3,642	1,922	小宮	6/20	

私が管理を任されている二本松市でも、昨年あたりから食事に対する無関心層が出てきました。事故から2年、3年と経過し、「もういいべ」と考えてしまうのうでしょう。しかし、原発事故は、そう簡単に収まりません。山々を汚染した放射能は、土壌から木々が養分とともに吸収し、導管を伝わり葉脈へと放射能を運びます。秋になり、紅葉の季節になると放射能に汚染された葉っぱは、一枚一枚と落葉します。落ち葉は、微生物により分解され、腐葉土に変わっていきます。こうした、自然の循環により放射能は土と木を循環し、絶え間なく放射能汚染が続くのです。

上記の例は、一例に過ぎません。これからの季節はキノコの美味しい季節です。キノコは山菜よりも放射性セシウムを濃縮します。福島県のみならず、未だにキノコや山菜は周辺の県によっては規制されています。十分に気をつけなければなりません。

## チェルノブイリのデータから見える福島の後

ウクライナでは、牛乳や牛肉以外の食品については、自家栽培のキノコやベリー類、ジャガイモなどを食べてきた人たちの内部被ばく量が多くなっています。特にジャガイモの汚染濃度が問題になり、ジャガイモがパンに次ぐ主食となっているウクライナでは、国が国民のジャガイモの摂取量を管理するようになりました。食品放射能基準にもジャガイモは野菜と区別し、単独で検査対象食品（項目）になっているのです。以下にウクライナの食品基準値を示します。

「ウクライナの食品放射能基準（食品中に含まれる1キロ当たりの放射性セシウムの基準値）」  
飲料水＝2ベクレル、パン＝20ベクレル、ジャガイモ＝60ベクレル、野菜＝40ベクレル、果物＝70ベクレル、肉類＝200ベクレル、魚＝150ベクレル、ミルク・乳製品＝100ベクレル、卵（1個）＝6ベクレル、粉ミルク＝500ベクレル

皆さんお気づきかも知れませんが、日本の食品基準と大きく異なります。

日本では、1キロ当たり大人100ベクレル、子供50ベクレル、飲料水10ベクレルとなっています。ウクライナでは、たくさん食べるものに関しては、出来るだけ放射能が少なくなるように配慮されているのです。

しかし、それでも事故から28年経過した汚染地域では、放射能管理は容易ではありません。ちょうど福島第一原発事故が起きた2011年の夏（チェルノブイリ原発事故から25年目）、これまでも調査を続けていたチェルノブイリの高濃度汚染地域に暮らす一家を調べました。一家の住む地域は、本来であれば移住しなければならない場所にも関わらず、当時のソ連政府から見捨てられ移住がままならなかった所です。この場所に暮らすナーシクさんは、それといった産業もないこの地域で暮らすためには自給自足の生活を送らねばなりませんでした。そのため、汚染されているキノコやベリー類を食べていました。その結果、ナーシクさん58,000ベクレル、妻21,000ベクレル、当時4歳になる娘8,100ベクレル。これまで二本松市民22,000人以上を測ってきましたが、この数値を上回る被ばくを見たことがありません。ウクライナでも、内部被ばくの基準値があります。大人が19,000ベクレル、子供で9,100ベクレルです。これは1度の内部被ばくによるものであり、恒常的に汚染食品を摂取している状態ではありません。ナーシクさん一家は、恒常的な汚染食品の摂取であり、非常に危険な状況でした。ナーシクさん一家の例は、氷山の一角です。チェルノブイリ汚染地域では、確実に内部被ばく者が増加しています。

## 今はまだ判断できないことが多い、だから検証することが大事

私は「反証可能性のないものは科学ではない」という考えです。きちんと測り、裏をとる。そこにさらに疑問をもちながら何が原因かということ突き詰めていく。これが初めて科学だということです。他人のデータを信用しないわけではありませんが、意見を求められたときには、自分できちんと実証していないものを「こうです」とは言い切れません。きちんと検証しないまま意見を述べてしまえば、かえって福島の方々を傷つけてしまう行為になりかねません。例えば鼻血の問題です。

鼻血の症状は確かにあったと思います。でもこれが放射能の直接的な原因かどうかというのはまだよくわかっていません。あの「美味しんぼ」の問題が出た瞬間から、たくさんの方々が福島に来られることを中止されました。そうやって風評被害に苦しむ方々もいれば、本当に鼻血を出したのに嘘だと言われてしまい心が傷つく方もいらっしゃいます。もし事故直後だったら、きちんと関心を持って考えてもらえるから良かったかもしれません。でも3年経ったタイミングでは、確かに「忘れてはいけない」という思いもあったでしょうが、その3年間のうちに形成された様々な立場の、それぞれの痛みというものを考慮した対応でなければいけなかったのではないのでしょうか。こうした様々な立場の人びとを受け入れ、どうやって対応していくかということが現地で迫られている一番の問題です。

## 東日本大震災・福島第一原発事故による心身への影響

福島、チェルノブイリのどちらにも関わる問題として、心身への影響があります。すでにウクライナと福島とでPTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状についての比較調査をはじめています。避難せざるを得なかった人たち、自主的に避難された方々、それぞれの苦悩が存在し、線引きをすることはできません。こうした方々に対して心のケアをしていくことも必要です。

震災と原発事故によって、数えきれないほどの家族が引き裂かれることになりました。お父さんは再就職し単身赴任、お母さんは幼い子どもと避難、子ども達は、再開された学校に通うため下宿、祖父母は元いた家に戻ると…このような光景が日常に見られます。例えば飯舘村では、震災前の世帯数が1700であったのに対し、震災後は2600～3000世帯と、多くの家で親世代、子世代の住まいが別々になってしまいました。福島県では2013年11月時点で避難生活を送っている人が14万人。3年にも及ぶ避難生活によって心身ともにストレスが溜まり、体調を崩したり、精神的な病気になったりする人もたくさんいます。時に、家庭内暴力や虐待、アルコール中毒といった形でそのストレスが表れることもあります。避難したために家と職を失い、地域のつながりをなくした人も少なくありません。

避難している人たちの中にも、さまざまなケースがあります。県外で避難生活を送る中で「もう福島には戻らない」と決めた人もいれば、なるべく地元の近くの仮設住宅などに避難し、一刻も早い帰還を待ちわびている人もいます。

私の考えは、それぞれの家族や個人が出した結論を尊重することです。長い時間をかけ話し合いをした結果、得られた結論を他がどうこうということはありません。皆が苦悩して苦悩して結論づけたことを大切にとらえるべきだと思います。

## 最後に

避難生活が続き、多くの人々が疲れています。もう、放射能のことなど考えたくもないとお考えになっても仕方ありません。しかし、その気持ちを巧みに利用する人々もいるのです。放射能との闘いは長期戦になります。今だからこそ、被災者も支援者も関係なく繋がって協力し合わなければなりません。

なにも終わっていませんし、何も始まっていません。これからは、多くの人々との結びつきを密にするほど悩みや問題解決への糸口となってくるような気がしています。私たちが子供のころ、また、私たちの両親が子供のころ、隣近所の付き合いはもっと深くて親密なものだったでしょう。高度経済成長によって、置いてきた何か？人情かも知れませんが、お節介かかもしれません。「最後は金目」という人たちにこの気持ちは伝わるのでしょうか？伝えていけるような社会を作るために我々は、まだまだやることはたくさんあると思います。

### 木村真三

1967年愛媛県生まれ。放射線衛生学者。現在、獨協医科大学准教授、同大国際疫学研究室長。

2000年北海道大学より博士号（地球環境科学）取得。独立行政法人放射線医学総合研究所研究員を経て、独立行政法人労働安全衛生総合研究所研究員となるが、2011年福島第一原子力発電所事故の翌日、直ちに辞表を提出して現地入りし、福島県内各地の放射線量の測定とサンプル採取を実施し放射能汚染地図を作成、汚染の実態を明らかにする。その様子はNHK ETV特集「ネットワークでつくる放射能汚染地図」として放映され、大きな反響を呼んだ。また、朝日新聞の連載「プロメテウスの罠」でも「第二章 研究者の辞表」として取り上げられている（その後、同タイトルで2012年学研パブリッシングより発刊）。

2011年5月から二本松市の放射線アドバイザーを務め、二本松市の放射能汚染地図の作成に携わっている。また、2012年7月から2013年5月まで双葉町復興まちづくり委員を務め、『新潮45』に「双葉町には160年帰れない」との見解を公表した。

この他、チェルノブイリ原子力事故の被災地ウクライナで住民の健康調査を長く継続し、その功績によりウクライナ・ジトーミル国立農業生態学大学より名誉教授号を授与されている。

現在は、NPO法人放射線衛生学研究所が開催する「キュリー学園」を通じて、子どもたちに原発事故の影響や放射線の測定方法などについての学びの場をつくるなど、市民科学者の育成に尽力している。

著書に『「放射能汚染地図」の今』（2014年・講談社）、『放射線になんか、まけないぞ！』（2011年・太郎次郎社）（監修）。



## 原発ADR和解事例の紹介

平成25年10月、群馬県内に避難中の被災者から原発事故損害賠償支援司法書士団に相談が寄せられた(※)。団員3名が受託し原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介手続を申立て、平成26年5月に和解が成立したので紹介する。

### 事案の概要

申立人は50代の男性である。平成23年3月11日時点で、旧緊急時避難準備区域に居住し、やはり旧緊急時避難準備区域にある会社で働いていた。原発事故後、行き先もわからないままバスに乗せられ、群馬県内の避難所に避難することとなった。急なことで勤務先への連絡も出来ず、社長の避難先等もわからなかった。原発事故収束の見通しは立たず、いつ地元に戻れるかわからない。申立人は群馬県内の借り上げ住宅に移り、群馬県内で就職し、以前と同程度の収入を得られる勤務先を探すこととした。しかし、①避難先においては、避難者はすぐにいなくなるのではないかと思われ雇ってもらえないこと、②50歳を超え、就労出来る仕事に限られること、③不景気で現実に職がないことなどから安定した仕事には就けず、アルバイトを転々としている状況であった。

その後、申立人の従前の住所地および勤務地とも、平成23年9月30日に緊急時避難準備区域を解除された。これに伴い、東京電力は平成24年12月をもって、この区域の就労不能損害の賠償を打ち切った。申立人はこの賠償金を生活費の不足分に充てていたため、このままでは生活が行き詰まってしまうと考えた。

このため、申立人は、東京電力に対し、申立人のかつての住所地が原発事故以前の環境を完全に取り戻し、住民全員が安全に帰還する事が実質的に可能になるまでの期間賠償を継続するべきであり、少なくとも、申立人の定年退職時までの期間に相当する収入相当額の損害賠償をすべきであるとして、次のとおり主張して和解仲介手続を申し立てた。

- (1) 申立人は、今回の原子力発電所事故により、避難を余儀なくされ、職を失うこととなった。当該事故がなければ、かつての勤務先で勤務を継続し、定年になるまで給与を得ていた。
- (2) 被災地においては、現在も汚染水漏洩問題や風評被害などが継続しており、事故前と同じように仕事を見つける事は困難である。
- (3) 就労不能損害の賠償については、中間指針追補で、就労不能損害の終期については、避難指示等の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示等対象区域への帰還等によって到来するものではない旨、説明されており、個別具体的な事情により合理的に判断するものとなっている。また、現時点で原発事故は収束しておらず、それどころか日に日に悪化している様子がうかがえる。このような現状で、避難指示解除等がなされた意図も

理解できない。

さらに、廃炉はもちろん、汚染水貯蔵施設や除染した土や草木の処分など、最終処分の道筋も見えない今の状況で帰還を困難とすることに何の不合理もない。少なくとも今の日本の他の地域において当然に営まれている生活状況と同程度の状況に回復するまで（除染の必要などなくなるまで）損害は継続すると考えることが合理的であり、また、現実的である。

- (4) したがって、就労不能と本件事故との間に相当因果関係があることは明らかであり、損害賠償が認められるべきである。

これに対し、東京電力は、当初、答弁書で、次のとおり主張して、申立人の請求の棄却を求めた。

- (1) 旧緊急時避難準備区域の就労不能損害については、平成24年3月16日に原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」および同年7月20日に政府の方針として公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえた東京電力の基準に従い、合理的な金額を支払っている。また、「公共用地取得に伴う損失補償基準」における離職者補償期間は1年間とされていることや、雇用保険法に基づく失業保険給付の受給期間も原則1年以内とされていることを参考に、地域の復旧や復興の状況を総合的に検討して、旧緊急時避難準備区域の就労不能損害の賠償対象期間については、平成24年12月31日を終期とした。したがって、上記賠償対象期間を超える支払いは出来ない。申立人の就労不能損害についても平成23年3月11日から平成24年12月31日分までについて支払済である。
- (2) ただし、東京電力では、高齢、障害等の特別な事情により再就職が不可能で平成24年12月31日時点で失職している場合には、平成25年1月以降分についても、合理的な範囲について、例外的に賠償することを検討している。しかしながら、申立人は51歳であり高齢とはいえないこと、事故後もアルバイトを転々としているとはいえず就労していることから再就職は不可能とまではいえず、賠償を継続する特別な事情があると認めることは困難である。

## 原子力損害賠償紛争解決センターの電話による意見聴取

申立後、3ヶ月ほどして、原子力紛争解決センターによる申立人の意見聴取が電話で行われた。

センターの担当者から、申立人の就労状況や被災地に帰らない理由などについてあらためて聞かれ、東京電力との和解案について次のような説明があった。

- (1) 定年退職までの期間の就労不能損害については、東京電力は賠償に応じない。申立人のかつての年収の4割程度の支払いなら応じるだろう。

(2) 和解が成立しないと訴訟を起こすしかない。和解に応じるかどうかすぐに返事が欲しい。

この説明に対し、申立人は、「大事なことなのですぐには決められない。一週間くらい考える時間が欲しい」と訴えたがセンターの担当者はこれに応じず、15分後にかけて直すので決めて欲しいと言って電話を切った。

申立人は、同席した団員とで検討し、損害賠償の対象期間を平成25年1月1日から平成25年12月31日と明確にした上で和解に応じることとした。平成26年1月以降については、あらためて対応を考えることとなった。

15分後センターから再び電話があり、この旨を告げた。担当者は、「なるべく増額に応じようもう一度東京電力に働きかける」と言って電話を切った。

## 原子力損害賠償紛争解決センターの和解案

その後、1ヶ月も経たずにセンターから和解案が提示された。内容は「被申立人（東京電力）は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの就労不能損害についての和解金として、申立人に対し、金\*\*\*円の支払義務があることを認める。」というものである。金額については、申立人のかつての年収の6割に増額されていた。

これに対して、東京電力からは、以下のような上申書が提出された。

(1) 申立人は事故当時48歳と決して高齢ではなく、避難後アルバイトを転々としているとはいえ就労して収入を得ていて、平成26年3月からはJ工業に勤務し、今後は正社員として採用される可能性もあるため、再就職は不可能とはいえ、就労不能損害の延長を認めるべき事情はない。

(2) 仮に延長が認められるとしても、以下の事情を総合すると6割は高すぎる。

ア 申立人が、地元に戻らない理由として特別な事情はなく、申立人が復職しないのは申立人本人の判断によるところが大きい。

イ 同様の他事案では、本件と比べて8歳年上で持病等の特別な事情があり、就労しているものの本件より低い収入しかないという事情があるにもかかわらず、事故の寄与度4割とする和解が成立していることから、本件の寄与度は少なくとも4割以下とすることが相当である。

この後、申立人及び東京電力は、最終的には原子力損害賠償紛争解決センターの和解案に同意し、平成25年1月1日から同年12月31日までの就労不能損害を支払うとの和解が成立した。

## 今後について

今回の申立てにあたり、申立人と受託した団員は「遠慮せずに言いたいことは全部言う。金額が多かろうが関係なく思いの丈を残さず言う」というスタンスで臨んだとのことである。事故は収束していないし、何も解決していない。

申立人は、今回の和解金額については一応満足しているものの、平成26年分以降については、再度和解仲介手続きを申し立てるか、それとも集団訴訟に参加するか決めかねている。

一方で、政府は10月1日、東京電力福島第一原発から20キロ圏内の福島県川内村東部について、避難指示解除準備区域の避難指示を解除し、居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編した。

政府の「帰還ありき」の方針により、「帰還しない」ことを選んだ被災者にとって損害賠償の請求はますます困難になることが予想される。

※ 原発事故損害賠償支援司法書士団では、フリーダイヤルにて、原発ADR申立等についての無料電話相談を行い、団員である司法書士が原発事故に基づく損害賠償請求をサポートしている。

**フリーダイヤル 0120-440-744**

受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）

10:00～16:00

（古澤陽子）

**群馬司法書士新聞震災対策特別号のバックナンバーは  
群馬司法書士会ホームページで見ることができます。  
第1号から掲載されています。是非ご覧ください。**

## 連載コラム

## 現場に生きる

## —被災司法書士のつぶやき—(5)

司法書士 渡辺和則

## 原発事故から3年半 ～被害者と賠償手続の今～

福島第一原発事故に伴う賠償請求手続は、被害者自らがその損害を示し、積極的にアプローチしていかなければなりません。例えば、東京電力から請求用紙が送られても、自分で解説書を読み解き、書類を集め、記入して請求していかなければ全く手続きが進んでいかないのが原則です。そして例え損害を被ったとしても、東京電力があらかじめ定めた賠償項目でなければ、被害者は自ら原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」という）への和解仲介の申立や裁判による手段によって請求していかなければ賠償されることはありません。ですから同じ損害を被った被害者でも、その個人個人の請求手続きでの能力差、個人個人の情報量の差によって、その額の多寡又はその可否が決まってしまう。事故から3年半を経過した今、その賠償請求手続の個人差はますます広がっているように感じます。

福島第一原発事故に伴う賠償請求手続には3つの請求方法があります。まず東京電力から自動的に送られてくる請求書に沿って記入し請求していく直接請求という方法、次に裁判所への訴訟手続によって賠償請求していく方法、そして3つ

目が原紛センターへの申立をして賠償請求していく方法です。

直接請求や訴訟についてはだいたいイメージできると思いますので、3つ目の原紛センターへの申立という方法について少し解説したいと思います。原紛センターは文部科学省下の原子力損害賠償紛争審査会のもとに設置された公的な紛争解決機関です。今回の広汎にわたる原発事故の賠償問題を円滑、迅速かつ公正に解決するため、平成23年9月に開設されました。紛争解決センターへの申立がされると、中立・公正な立場の仲介委員（弁護士）が申立人と東京電力双方の言い分を聞きながら意見を調整し、和解案を提示して和解を成立させることによって解決に導くようになっています。

しかし原紛センターも開設当初は、必ずしも被害者の期待に沿うものとはならず、訴訟と同様の証拠資料の提出を求められたり、手続期間が半年以上かかったり、と「東京電力の一方的な直接請求には従いたくない。」「避難中の身で裁判なんて到底できない。」という被害者の窮状を救う受け皿となるものではありませんでした。様々な批判を受け、その後原紛センターは幾度の改善と見直しが図ら

れ、現在では調査員の数が増員され、手続期間も平均4～5ヶ月で終了するようになっていきます。

しかしそれでも、最近では原紛センターが提示した和解案を東京電力側が拒否するといった事例が頻発する等の問題も生じています。浪江町の住民約1万5千人が月々の慰謝料増額を求めて申立をした集団申立において、原紛センターが提示した5万円増額案を東京電力側が拒否し、結局和解に至らなかったことは記憶に新しいところです。原紛センターからの和解案の提示は、両当事者が受け入れなければ和解成立しないもので強制力がありません。あくまで合意形成を後押しする機関でしかないのです。

東京電力側は、かねてよりプレスリリース等において、被害者に寄り添った賠償と原紛センターの和解案に従うことを約束していましたが、実際には守られていないのが現実です。

結局は裁判で白黒を付けるしかないとして、原紛センターへの申立を諦め、訴訟手続きへと移行する弁護士も増えているようです。

もちろん原紛センターへの申立ではなく、訴訟で決着するしか埒があかないケースもあります。しかし、原紛センターにもこれまで3年以上にわたり蓄積してきた和解事例と積み上げてきた実績があります(※)。特にいわゆる自主避難者の賠償については、母子避難や世帯分離による賠償についてその和解額の定額処理が確立されつつあり、原紛センターへの申立を活用すべきケースも増えています。また、直接請求が必ずしも一番不利な訳でもありません。原紛センターにおける和解の前例が東京電力の直

接請求に反映され、原紛センターへの申立や訴訟するよりも簡易迅速に解決するケースもあります。

原発事故から3年半が経ち、被害者の生活状況は様々です。賠償項目も多岐にわたり、その範囲や額も個人個人によって違います。その被害者が3年半どのように生活していたかによっても請求できる額や範囲が違ってきます。賠償項目によって3つのどの手続を選択し請求していくのが賢明か、個人個人被害者自身がその時の賠償手続事情を踏まえて判断し進めていかなければなりません。しかしそれは非常に酷なことです。手続が複雑難解であるため、結果的に疲弊して泣き寝入りしてしまう被害者も今後益々多くなるのではないかと懸念しています。原発事故から3年半を過ぎた今、被害者は支援者や専門家の力を借り、そのアドバイスを仰ぎながら、賢明に根気強くこの賠償問題に対峙していかなければならない時期に来ています。

被害者の生活再建への道のりはまだまだ前途多難です。被害者それぞれの心のあり方も違って来ているように感じます。被害者の皆様には自分の選択を信じ、生活再建へ邁進し、心から幸せを感じられる将来への歩みをして頂きたいと切に願っています。

※ (1) 申立件数：13,249件

(2) 既済件数：10,453件

うち全部和解成立：8,581件、取下げ：935件、打切り：936件、却下：1件

(平成26年10月3日現在  
文部科学省ホームページより)

# 司法書士 被災者支援ホットライン

フリーダイヤル

**0120-313-633****(通話料無料)****月～金曜日(祝日を除く) 午後1時～午後4時****群馬司法書士会**

## ＊ ブログにアクセスしてください ＊

原発事故被害者支援司法書士団のブログが開設されました。  
避難者の皆様に有益な情報が掲載されています。是非アクセス  
してください。月に1300件ほどのアクセスがあり好評を博して  
います。今後も原発事故に関する情報を提供し続けていきます。  
よろしく願いいたします。アクセス先は下記の通りです。

### 「原発損害とこれからの生活を考える」

で検索をするか [blog.livedoor.jp/genpatudan/](http://blog.livedoor.jp/genpatudan/) にアクセスして  
ください。

**皆様方の訪問をお待ちしております。**